

特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

大阪市には、大阪市立小学校又は中学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

「特別支援教育就学奨励費」制度の対象者は、次のとおりです。

- ①「特別支援学級に就学している児童・生徒」の保護者
- ②「学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒」の保護者
裏面の **学校教育法施行令第22条の3に定められた「障がいの程度」** をご参照ください。
- ③「弱視、難聴、言語障がい等の児童・生徒で、障がいに応じた特別の指導（通級指導）を受ける児童・生徒」の保護者 **〔注：通級にかかる交通費（通学費）だけが支給対象です。〕**

特別支援教育就学奨励費の申請を希望される方には、**制度の詳しいお知らせや申請書等を5月中旬頃に学校を通じてお渡しする予定**ですが、**上記対象者のうち、②については通常学級に在籍する全児童生徒が対象**となるため、この「お知らせ」を大阪市立小学校・中学校の全児童生徒の保護者に配付しています。

申請受付は、上記の対象者①②③とも、申請書等をお渡しする5月中旬以降になりますが、**申請を希望される方は、児童・生徒が通っておられる学校にお申し出ください。**

申請に関するQ&A

Q1 上記②のみに該当し、申請するには、申請書の他にどのような書類が必要ですか？

A1 学校教育法施行令第22条の3に定められている「障がいの程度」については、基本的に、身体障がい者手帳又は療育手帳の写しで確認します。身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けていない場合は、この「障がいの程度」に該当していることが確認できる医師の診断書（大阪市教育委員会所定の様式）によって確認します。

また、申請者世帯の所得額等（前年度）によって支給内容を決定するため、世帯の所得額を証明する書類（税情報を利用する場合は不要）が必要です。

なお、診断書により申請されても、就学援助や生活保護を受けておられる場合や世帯の所得額によっては就学奨励費が支給されないこともあります。（QA3参照）その場合、**支給がないにもかかわらず診察料や診断書にかかる費用を保護者の方が負担されることになります。申請を希望される方は、あらかじめ学校に支給内容を確認するなど、ご注意ください。**

■診断書による「障がいの程度」の確認について

「障がいの程度」に該当するか・しないかは、医師の判断により決定されます。

教育委員会では判断できませんので、該当するか・しないかについては、医療機関にお問い合わせください。

Q2 保護者が「障がいの程度」に該当している場合は申請できますか？

A2 できません。**児童・生徒が次のいずれかの場合に申請できます。**

- ①特別支援学級に就学している。
- ②学校教育法施行令第22条の3に定められた「障がいの程度」に該当している。
- ③弱視、難聴、言語障がい等で、障がいに応じた特別の指導（通級指導）を受けている。

Q3 就学援助や生活保護（教育扶助）を受けている場合でも申請できますか？

A3 就学援助や生活保護（教育扶助）を受けておられる場合も申請はできます。

ただし、就学援助や生活保護（教育扶助）を受けておられる場合は、交流学習交通費、職場実習交通費（中学校のみ）だけが支給対象になります。

また、就学援助や生活保護（教育扶助）を受けていない場合でも、世帯の所得額によっては、交流学習交通費、職場実習交通費（中学校のみ）だけが支給対象になります。

※ **学校教育法施行令第22条の3に定められた「障がいの程度」**

区分	障がいの程度
視覚障がい者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難（※1）な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解する事が不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療（※2）又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制（※3）を必要とする程度のもの

※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障がいを改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。

※2 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。

※3 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されること。

※4 LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）等の発達障がい、又は精神障がい（精神障がい者保健福祉手帳の交付者）は、上記の「障がいの程度」に該当しません。

（注）申請の際に、障がいの程度を証明する書類及び世帯の所得額を証明する書類が必要です。

詳しくは、**申請に関するQ&A** のQA1をお読みください。

【お問合せ先】教育委員会事務局 学校経営管理センター

事務管理担当（就学援助グループ） TEL：06-6575-5654